平成２５年（フ）第１０１９号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目30番１―110号
債務者　佐藤　　守
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０４８号
大阪市都島区都島中通３丁目３番12号
債務者　齋藤　昌春
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０５６号
大阪府茨木市東中条町13番22号
債務者　中野　勝治
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０７０号
大阪府八尾市高砂町４丁目24番地　府営住宅４―124号
債務者　兵頭　勝洋
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１０３号
大阪市住吉区山之内３丁目19番13号　シャルマンフジ住吉壱番館405号
債務者　木原　佐智
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１０７号
大阪府箕面市白島２丁目18番６号
債務者　細川　力雄
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１１１号
大阪市東成区玉津２丁目９番14号
債務者　小原はす子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４号
熊本県玉名市岱明町大野下831番地１
債務者　本田　義光
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第１５号
熊本県玉名市岱明町大野下831番地１
債務者　本田千鶴子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第２３６５号
愛知県あま市甚目寺市場144番地１　サンシャインサカエＢ号棟103号、住民票上の住所愛知県あま市中萱津親牧27番地２
債務者　宮﨑　京子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１０号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地１　37号棟107号室
債務者　田口　勝彦
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２３号
千葉県松戸市下矢切263番地
債務者　藤原　嗣治
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１２６号
千葉県我孫子市高野山537番地の１　４―104号市営住宅
債務者　大和田ヤスエ
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５号
北海道苫小牧市柳町４丁目17番18号
債務者　白川　幸祐
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第２２号
北海道苫小牧市木場町３丁目３番13号
債務者　吉田　尚記
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第２３号
茨城県日立市金沢町２丁目29番５号
債務者　和田ふみえ
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第２４号
茨城県日立市千石町３丁目17番24―201号
債務者　山崎　美帆（旧姓松枝）
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
水戸地方裁判所日立支部